

医政発 0401 第 26 号  
令和 6 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」の一部改正について

標記については、令和元年 8 月 20 日医政発 0820 第 5 号厚生労働省医政局長通知「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」の別添「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。令和 3 年 4 月 23 日付け医政発 0423 第 3 号医政局長通知により一部改正）により行っているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

新	旧
<p style="text-align: center;">外国人患者受入れ環境整備等推進事業 実施要綱</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>電話医療通訳（<u>映像医療通訳を含む。以下同じ。</u>）の団体契約を通して、医療機関における電話医療通訳の利用を促進することを目的とする。これにより、電話医療通訳の利便性に対する医療機関の認識を広めることで、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。</p> <p>(2) 実施主体</p> <p>(略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>次の①及び②に係る事業を行う。</p> <p>① 電話医療通訳の団体契約</p> <p>ア. 事業実施者は、電話医療通訳サービス提供事業者（<u>映像医療通訳サービスを提供する事業者を含む。以下同じ。</u>）との間で電話医療通訳の利用に係る契約を行う。事業実施者が一括して、電話医療通訳サービス提供事業者と電話医療通訳の利用に係る契約をすることにより、管下の医療機関へ（ア）サービスの周知・浸透、（イ）より少ない利用料でのサービス提供を図り、ひいては外国人患者の医療機関へのアクセシビリティ向上を実現する。</p> <p>イ. 事業実施者は、管下の医療機関に対して電話医療通訳に関する周知を行い、本事業によるサービスの利用を希望する参画医療機関の募集及びサービス利用に伴う手続き等を行う。</p>	<p style="text-align: center;">外国人患者受入れ環境整備等推進事業 実施要綱</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>電話医療通訳の団体契約を通して、医療機関における電話医療通訳の利用を促進することを目的とする。これにより、電話医療通訳の利便性に対する医療機関の認識を広めることで、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。</p> <p>(2) 実施主体</p> <p>(略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>次の①及び②に係る事業を行う。</p> <p>① 電話医療通訳の団体契約</p> <p>ア. 事業実施者は、電話医療通訳サービス提供事業者との間で電話医療通訳の利用に係る契約を行う。事業実施者が一括して、電話医療通訳サービス提供事業者と電話医療通訳の利用に係る契約をすることにより、管下の医療機関へ（ア）サービスの周知・浸透、（イ）より少ない利用料でのサービス提供を図り、ひいては外国人患者の医療機関へのアクセシビリティ向上を実現する。</p> <p>イ. 事業実施者は、管下の医療機関に対して電話医療通訳に関する周知を行い、本事業によるサービスの利用を希望する参画医療機関の募集及びサービス利用に伴う手続き等を行う。</p> <p>ウ. 医療機関がトラブルなく電話医療通訳を利用・運用できているかフォローアップを行う。</p> <p>② (略)</p>

<p>ウ. 医療機関がトラブルなく電話医療通訳を利用・運用できているかフォローアップを行う。</p> <p>② (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>
---	-----------------------------